

平成 28 年 7 月 8 日
(2016 年)

(仮称)吹田市立スタジアム建設事業に係る環境影響評価
事後調査報告書(工事中)(平成 25 年度～27 年度版)の概要

環境部環境政策室

1 内 容

平成 27 年 9 月に(仮称)吹田市立スタジアム建設事業に係る工事が完了したことにより、事後調査計画書(平成 25 年 9 月)に基づいて、工事期間である平成 25 年 9 月～平成 27 年 9 月に事業者が実施した大気、騒音・振動に係る調査結果と、評価書記載の予測・評価結果との検証を行うとともに、事業者が示した環境保全措置の実施状況をとりまとめている。

本報告書は、本市環境まちづくり影響評価条例の規定により、本市へ提出することとなっている。

2 受理日

平成 28 年(2016 年)6 月 30 日(木)

3 事業者

工事期間中はスタジアム建設募金団体が事業者であったが、工事の完了に伴い、吹田市及び株式会社ガンバ大阪が事業者の地位を承継した。

4 報告の概要と所見

(1) 大気

工事中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(日平均値及び 1 時間値)については、建設機械及び工事用車両の種類、稼働台数・時間を把握することにより、排出量を算出したところ、評価書での予測値を下回っている。また、周辺地域での濃度及び近接事業との複合影響についても、評価書における予測結果と同等もしくはこれを下回っており、問題はなかった。

(2) 騒音・振動

工事中の、建設機械の稼働による騒音・振動測定結果は、評価の基準値を下回っており、問題はなかった。

(3) 環境保全措置の実施状況

工事の実施にあたって、大気汚染や騒音防止、環境配慮した製品の採用など 59 項目、施設供用にあたって、地球温暖化対策、自然環境の保全への対応など 28 項目、水環境、生活環境、廃棄物への対応など 17 項目、日照障害、景観、安心安全のまちづくりへの対応など 12 項目、交通混雑・安全への対応など 4 項目の環境保全措置を講じている。

本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証するとともに、定期的な立入検査などにより、その履行状況を確認している。